平成２９年（フ）第６００号
埼玉県川口市大字芝3895番地の３
債務者　吉田しげ子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１８号
さいたま市大宮区大成町１丁目59番地　ソフィア101号室
債務者　望月　晃次
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１７１号
埼玉県鴻巣市箕田421番地２　ウインズコート　201
債務者　三浦　弘人
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０７号
さいたま市北区奈良町116番地３　フロレスタⅢ　102
債務者　染谷　節子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８８０号
横浜市西区浜松町11番28―411号
債務者　亀井　雄太
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９１９号
横浜市港南区笹下６丁目７番８号　コートヴィレッジＢ棟101号室
債務者　鑪　　結衣
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０１９号
横浜市港南区港南台２丁目１番５―201号
債務者　加藤　孝一
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０９５号
横浜市港南区大久保２丁目20番28号
債務者　藤井　静子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１１９号
横浜市緑区西八朔町38番地　ハイツセイミヤ101号
債務者　浜道　純子（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８３号
愛知県豊橋市向草間町字向西132番地（205）、従前の住所愛知県豊橋市草間町字郷西４番地（１Ｃ）
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２０３０号
横浜市中区根岸町３丁目200番地10　ベーネ横浜根岸105号室
債務者　小暮　淳子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９７号
北海道旭川市永山４条16丁目10番17号
債務者　中村　雅哉
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０１号
北海道旭川市忠和５条４丁目９番18号　グランデ忠和Ａ　201
債務者　藤田夕香里
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０４号
北海道旭川市永山10条２丁目３番２号　南永コーポ第２　Ｃ号室
債務者　瀧山　和司
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０６号
北海道旭川市豊岡11条６丁目３番17号　メゾンエクセル201号室２階
債務者　中井　睦子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部